

事 務 連 絡
令和6年11月19日

各所属所共済組合主管課長 様

長野県市町村職員共済組合事務局長

リフレッシュ休日施設利用助成に係る領収書の取扱い等について

本組合の業務運営につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年9月17日付け長野共医福第205号で「施設利用助成の見直しについて（通知）」により、12月1日から施行されるリフレッシュ休日施設利用助成に係る取扱いについて通知したところです。これに伴い、事後申請に係る添付書類である領収書の取扱いを下記のとおり定めましたので通知します。

また、12月2日から組合員証等が廃止されることに伴い、指定宿泊施設利用時における資格確認について、総務省自治行政局公務員部福利課から取扱いについて回答があった旨、全国市町村職員共済組合連合会から通知がありました。

つきましては、リフレッシュ休日施設利用助成の取扱い及び組合員証等廃止後の指定宿泊施設利用時の資格確認について組合員に周知いただくようお願いいたします。

記

1 領収書の取扱いについて

事後申請による助成金申請にあたり、指定宿泊施設を利用した事実及び自己負担額を確認するために領収書（原本）の添付を必須とします。

(1) 領収書の種類

- ① 指定宿泊施設発行の領収書
- ② 旅行予約サイト等が発行する領収書

(2) 領収書記載事項

- ① 指定宿泊施設名
- ② 宿泊者氏名
- ③ 宿泊日
- ④ 宿泊料金

(3) リフレッシュ休日施設利用助成宿泊証明書の追加提出について

組合員（被扶養者）が複数名で宿泊した場合、宿泊者全員の氏名が領収書に記載されないことがあるため、その場合は、別添の「リフレッシュ休日施設利用助成宿泊証明書」（以下「宿泊証明書」という。）の提出が必要となります。

宿泊者		添付書類
組合員のみ	1名で宿泊	宿泊者（組合員）氏名が記載された領収書
	2名以上で宿泊	次のア又はイのいずれか ア 宿泊者全員の氏名が記載された領収書 イ 組合員1名の氏名が記載された領収書及び 宿泊証明書
組合員と被扶養者		次のウ又はエのいずれか ウ 宿泊者全員の氏名が記載された領収書 エ 組合員1名の氏名が記載された領収書及び 宿泊証明書
被扶養者のみ	1名で宿泊	宿泊者（被扶養者）氏名が記載された領収書
	2名以上で宿泊	次のオ又はカのいずれか オ 宿泊者全員の氏名が記載された領収書 カ 被扶養者1名の氏名が記載された領収書及び 宿泊証明書

※証明書は、宿泊前に共済組合ホームページからダウンロードの上、「組合員等記号・番号」、「宿泊者氏名」、「区分」及び「宿泊日」を記入し、指定宿泊施設に証明を得てください。

2 資格確認について

組合員証廃止後の指定宿泊施設利用時における組合員等の資格確認について、次の方法によって行われます。

- ① マイナポータルの資格情報画面
- ② 資格確認書
- ③ 資格情報のお知らせ、資格情報通知書又は①をあらかじめダウンロードしたもの

総務省福利課からは、原則として①が必要になるが、組合員等がスマートフォン等を持っていない場合など、①の方法が困難な場合は②及び③でも構わないとのこと。

なお、令和6年12月1日以前に発行された組合員証等は経過措置期間（令和7年12月1日まで）があるため、有効である限りは、引き続き施設利用時の資格確認に利用することが可能です。

3 宿泊時に宿泊料金の一部又は全部に費用弁償がある場合について

宿泊料金について旅費の支給又は、その費用の全部又は一部について助成等の費用弁償がされる場合は、助成の対象外となりますが、その取扱いは以下のとおりです。

費用弁償の例	助成可否
宿泊料金が1万円で互助会から7,500円が支給される。	助成しない
宿泊料金について労働組合から旅費が支給される。	
民間の宿泊サイト（楽天トラベル等）で料金が割引かれ、宿泊料金が1万円のところ宿泊料金が2,500円未満になった。	
民間の宿泊サイト（楽天トラベル等）で料金が割引かれ、宿泊料金が1万円のところ7,000円になった。	助成する

リフレッシュ休日施設利用助成申請

TOP > 施設利用助成申請

リフレッシュ休日施設利用助成申請

リフレッシュ休日施設利用助成申請

指定施設利用後（宿泊後）に助成申請してください。
 ※申請添付書類：指定施設発行の領収書（原本）
 所属所共済組合事務担当者に提出してください。
 なお、任意継続組合員は、直接共済組合に郵送ください。

公務出張における宿泊では、助成申請することができません。

以下の項目をチェックの上、申請ください。

公務出張における宿泊では、この券を利用しません。

宿泊料金について、他の団体等からの旅費及び助成は受けません。（例 労働組合、互助会）

助成申請

4 助成対象の可否について

助成対象の可否について問合せいただいた内容を回答します。

No.	確認事項	回答
1	組合員が私用で指定宿泊施設に宿泊したが、領収書を紛失した場合は助成されるか。	助成はしません。
2	公務出張で指定宿泊施設に宿泊し、翌日、同施設に1泊した場合は助成されるか。	公務出張での宿泊については助成の対象になりません。その翌日の宿泊について、公務出張でなく上記1の領収書が提出された場合は、助成します。

5 施設利用助成券の使用状況調査について

令和6年度使用分の施設利用助成券について使用状況調査を次のとおり実施します。

(1) 調査対象期間

令和6年4月1日～令和6年7月8日発行分

(2) 調査方法

後日、該当所属所へ調査票を送付しますので、旅行命令簿等により御確認の上、回答ください。不適正使用があった場合は、別途御返還について通知します。

医療福祉課 福祉担当 荒井
 TEL 026-217-5698
 FAX 026-217-5736
 Email hukusi@nagano-kyosai.jp